

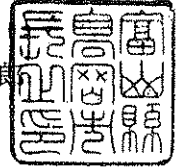
高岡市告示第 87 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 7 日

高岡市長 橋 慶 一



高岡市大字「伏木万葉ふ頭」に編入する区域

高岡市伏木万葉ふ頭 5 の 1、7 の地先の公有水面埋立地
